

議案第40号

加西市災害等による小学校等の臨時休業に伴う給付金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市災害等による小学校等の臨時休業に伴う給付金に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年5月11日提出

加西市長 西村 和平

加西市災害等による小学校等の臨時休業に伴う給付金に関する条例の一部を改正する条例

加西市災害等による小学校等の臨時休業に伴う給付金に関する条例（令和2年加西市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「1回の臨時休業期間」を「1月」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の加西市災害等による小学校等の臨時休業に伴う給付金に関する条例（以下「改正後の条例」という。）は、令和2年4月8日以降の小学校等の臨時休業に伴う休職から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の加西市災害等による小学校等の臨時休業に伴う給付金に関する条例第4条の規定により支給を受けた給付金は、改正後の条例第4条の規定により支給を受けた給付金とみなす。

(審議資料)

災害等による小学校等の臨時休業に伴う給付金については、1回の臨時休業期間につき1世帯あたりの上限額を10万円としているが、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校等の臨時休業が長期間になっていることから、1世帯あたりの上限額を1月につき10万円とするため、所要の改正を行うもの。